

○ 茨城県警察職員の自己啓発等休業取扱要綱の制定について

平成20年3月28日
通達甲警第9号警察本部長

本部内各部課(所、隊)長
警察学校長
各警察署長

このたび、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年茨城県条例第58号)及び職員の自己啓発等休業に関する規則(平成19年茨城県人事委員会規則第18号)に基づき、公務に関する能力の向上に資するため、職員に対し、自発的な大学等課程の履修又は国際貢献活動の機会を提供することを目的として、別添のとおり「茨城県警察職員の自己啓発等休業取扱要綱」を制定し、平成20年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

茨城県警察職員の自己啓発等休業取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、職員が無給の休業を活用して大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うことにより、公務に関する能力の向上を図り、公務能率の増進及び住民サービスの向上に資するため、職員の自己啓発等休業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 対象となる職員

対象となる職員は、在職期間が2年以上(自己啓発等休業の開始時)である全職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される者を含む。)とする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する職員を除く。

- 1 非常勤職員
- 2 任期を定めて任用される職員
- 3 再任用職員

第3 対象となる教育施設・奉仕活動

1 対象となる教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条第2項に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)
- (3) (1)及び(2)に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)
- (4) (1)から(3)までに掲げる教育施設のほか、これらの教育施設に類する教育施設として警察本部長(以下「本部長」という。)が認めるもの

2 対象となる奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
- (2) 外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると本部長が認めるもの
- (3) (1)及び(2)に掲げる奉仕活動のほか、これらの奉仕活動に準ずる奉仕活動として本部長が認めるもの

第4 承認要件

- 1 自己啓発等休業は、次に掲げる事由のいずれにも該当する場合に承認することができるものとする。
 - (1) 公務の運営に支障がないと認められること。
 - (2) 職員の公務に関する能力の向上に資すると認められること。
 - (3) 勤務成績が良好であること。
 - (4) 自己啓発等休業の終了により職務に復帰した後も、引き続き5年以上勤務する意思を確認できていること。
- 2 1(2)の「公務に関する能力の向上に資する」とは、公務能率の向上に資するものであり、個人的な趣味や好奇心に基づく研究等はこれに当たらない。

第5 承認期間

承認期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として職員の自己啓発等休業に関する規則(平成19年茨城県人事委員会規則第18号)で定める場合は3年)、国際貢献活動のための休業にあつては3年を限度とする。

第6 申請及び承認

- 1 自己啓発等休業の承認を受けようとする職員は、自己啓発等休業承認申請書(別記様式第1号。以下「承認申請書」という。)に、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うことを証明する書類(第3に規定する大学等教育施設が発行する入学試験に係る合格通知書若しくは入学証明書の写し又は奉仕活動の実施主体が発行する当該奉仕活動の派遣選考に係る合格通知書の写し等。以下「証明書類」という。)を添付し、自己啓発等休業を始めようとする日の1か月前までに、所属長に提出すること。ただし、大学等教育施設の入学試験の日以前又は奉仕活動の派遣選考の日以前に申請する場合等で、証明書類を添付できないときは、承認申請書の備考欄にその旨記載すること。

なお、この場合において、証明書類については、後日速やかに提出すること。

- 2 所属長は、1により職員から申請があつた場合には、自己啓発等休業承認申請に係る意見書(別記様式第2号)を付し、警務部長を経由して速やかに本部長に提出すること。
- 3 本部長は、1の承認申請書及び2の意見書の提出があり、承認することが適当と認められる場合は、警務部長を経由して速やかに自己啓発等休業承認通知書(別記様式第3号。以下「承認通知書」という。)を所属長に送付するものとする。

なお、承認することが適当でないと認められる場合は、理由を付してその旨通知するものとする。
- 4 所属長は、3により送付のあつた承認通知書を速やかに職員に交付すること。

5

自己啓発等休業を承認された職員は、休業開始後速やかに大学等課程の履修に係るカリキュラム予定表、国際貢献活動に係る活動予定表等自己啓発等休業の具体的内容を示す関

係書類を所属長に提出すること。

第7 延長申請

自己啓発等休業をしている職員は、第5の期間の範囲内において、1回に限り休業期間の延長を申請することができるものとし、この場合の手続は、当初の申請の例によるものとする。

第8 休業状況の報告等

- 1 自己啓発等休業をしている職員は、所属長から求められた場合のほか、次に掲げるいずれかに該当する場合は、自己啓発等休業状況変更届(別記様式第4号)を、所属長に提出すること。
 - (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
 - (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
 - (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合
- 2 所属長は、自己啓発等休業をしている職員の活動及び生活の状況を把握するため、当該職員に対し、大学等課程の履修の場合にあっては一の学期に1回程度、国際貢献活動の場合にあっては半年に1回程度、必要と認める書類等の提出による状況報告を求めるほか、当該職員との十分な意思疎通を図るため、定期的に連絡を取ること。

第9 承認の取消し

- 1 次に掲げるいずれかに該当する場合には、自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。
 - (1) 自己啓発等休業をしている職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
 - (2) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
 - (3) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずる場合
- 2 所属長は、第8の1に掲げる事由による届出があった場合は、警務部長を経由して速やかに本部長に提出すること。ただし、第8の1(2)及び(3)に掲げる事由による届出があった場合は、自己啓発等休業状況変更に係る意見書(別記様式第5号)を付して提出すること。
- 3 本部長は、2に掲げる書類又は意見書の提出があり、承認を取り消すことが適当と認められる場合は、警務部長を経由して速やかに自己啓発等休業承認取消通知書(別記様式第6号。以下「承認取消通知書」という。)を所属長に送付するものとする。
- 4 所属長は、3により送付のあった承認取消通知書を速やかに職員に交付すること。

第10 承認の失効

自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、自己啓発等休業の承認は、その効力を失う。

第11 給与の取扱い

- 1 自己啓発等休業をしている期間については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第3項の規定により給与を支給しない。
- 2 月の中途において自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合においては、当該月の給与については、日割計算により支給する。

- 3 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当については、基準日において休業中の場合には支給しない。また、期末手当及び期末特別手当に係る在職期間の算定については休業を取得した期間の2分の1を在職期間から除算し、勤勉手当に係る勤務期間の算定については休業を取得した期間の全期間を勤務期間から除算する。
- 4 自己啓発等休業を取得したことのある職員が退職した場合の退職手当の計算については、計算の基礎となる勤続期間から自己啓発休業をした期間を除算する。ただし、公務の効率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合は、休業期間の2分の1を除算する。
- 5 職務復帰後における号給の調整を行う場合は、職務に特に有用であると認められるものにあつては当該休業期間の100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整する。
- 6 自己啓発等休業をしている職員は、引き続き警察共済組合の組合員とする。
- 7 自己啓発等休業の取得期間中は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)は、適用されないものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、本部長が別に定める。